

伊奈町森林整備計画変更計画書

令和4年3月31日

計画期間

| | | | |
|---|-------|----|-----|
| 自 | 平成30年 | 4月 | 1日 |
| 自 | 令和10年 | 3月 | 31日 |

埼玉県

伊奈町

1 変更の理由

令和3年6月15日に閣議決定された「森林・林業基本計画」を踏まえ、森林法施行規則等について所要の改正を行うことに伴い、「市町村森林整備計画制度等の運用について」(平成3年7月25日付け3林野計第305号林野庁長官通知)が改正されました。

このため平成30年3月30日に樹立した伊奈町森林整備計画について、森林法第10条の6第3項の規定により変更しようとするものです。

2 変更年月日

令和4年3月31日

3 変更事項

目次

I (略)

II 森林の整備に関する事項

第1 (略)

第2 造林に関する事項

1・2 (略)

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

4・5 (略)

第3～第4 (略)

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1～3 (略)

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

5 その他必要な事項

第6～第8 (略)

III・IV (略)

V その他森林の整備のために必要な事項

1～5 (略)

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

7 その他必要な事項

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項
(略)

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 (略)

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち、主伐については更新を伴う伐採であり、その方法は皆伐又は択伐によるものとする。

・皆伐

主伐のうち、択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び多面的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね5ヘクタールごとに保残帯を設ける確な更新を図ることとする。

・択伐

(略)

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整計第1157号林野庁長官通知)を踏まえ、現地に適した方法により行うものとする。

3 (略)

第2 造林に関する事項

1 (略)

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

(1)～(3) (略)

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

・現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

(該当なし)

4・5 (略)

第3 (略)

第4

1・2 (略)

【別表1】 (略)

【別表2】

| 施業の方法 | | 森林の区域 (大字・林班) | 面積 (ha) |
|---------------|--------------------------------------|---------------------------------|------------|
| (略) | | | |
| 複層林施業を推進すべき森林 | 複層林施業を推進すべき森林 <u>(択伐によるものを除く)</u> | 小針新宿1林班、羽貫1林班、大針2林班、小室2林班、小室3林班 | 55ha |
| | (略) | | |

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1～3 (略)

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

(該当なし)

5 その他必要な事項

第6～8 (略)

Ⅲ・Ⅳ (略)

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項

1～5 (略)

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
計画期間内における市町村森林経営管理事業計画
(該当なし)

7 その他必要な事項